

取引適正化検査管理官（取適法執行関連業務）

取適法執行関連業務とは

取引適正化検査管理官では、取適法違反被疑事件を調査し、違反者に対しては勧告等により違反行為の是正を求めるとともに、減額した代金を支払わせるなどの措置を採る取適法の執行関連業務を行っています。

取適法の勧告件数は、年々その数を増やしており、令和7年度は、勧告を受けた親事業者名の公表を開始した平成16年4月以降、最も多い39件の勧告を行いました。さらに、令和8年度においても、7月末現在で12件の勧告を行っています。

取適法は令和8年1月に施行されたばかりで、社会の関心が高まっています。是非、この機会に取適法の執行と一緒に取り組んでみませんか？

取適法違反被疑事件の処理手順

